

25五監第315号
平成25年10月11日

請求人 様

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 中村康弘

住民監査請求について（通知）

平成25年8月23日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により不適法であるので却下します。

記

1 請求の内容

(1) 請求書の提出及び補正

平成25年8月23日に請求書が提出された。

請求書に不備があると認めたので、平成25年9月9日までに補正を行うよう求めたところ、同月2日に補正書が提出された。

(2) 請求の要旨

請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証する書面によると、請求の要旨は、次のとおりである。

ア 請求の対象行為又は事実及びこれらが違法若しくは不当であることの理由

(ア) 五島食肉センター大規模改修事業（以下「改修事業」という。）そのものの計画が短期間で練り上げられいい加減すぎるものであるため、建造物の大きさは告知せず、小動物処理能力数で比較することが事業費がいい加減すぎると聴いて捉えられることから高額すぎると思われても致し方ない。総事業費がとてつもなく高額すぎ不当な一般財源が捻出されている。

(イ) 工事の全てが地元利益をもたらす事業であるように事業再考が必要である。

(ウ) 改修事業そのものが簡素すぎる計画であり、起こりうるであろう問題点も想定できず食肉小売店への突然のセンター業務休止、曖昧な工程計画で進行した結果、センター職員全員解雇に至った事実は、市施設の事業である上で、発生させてはならない唐突すぎる問題点である。計画性に乏しく十分な事業計画・工程表を作った上で慎重に進めていく必要がある。

(エ) 市民を軽視しすぎた透明性に欠けた事業であり、設計管理業務委託入札での

業者決定については、地元業者より 4,000 万円も高い見積り業者への決定に至っているが、見積り依頼をする前に、調査し知り得ないといけない業務である。地産地消推奨のために建造された食肉センターそのものの事業に見合っていない。

(4) 指定管理者制度に対し支出される年間 1,300 万円の補助金については、業務休止・職員解雇・業務再開までの 8 ヶ月間の支給補助金は返還すべきであり、問題である。今後、事業変更について協議し承認を得てから補助金を支出するのが本来の指定管理制度に基づく補助金事業支援である。

(5) 13 億円もの事業を市民へ周知せず、曖昧な事業説明のもとに市議会にて予算可決に至った経緯は住民軽視の行政であり、市民へ事業の必要性を説明すべきである。事業についての事業周知、説明は市民に対してなされておらず、未だに市民は事業そのものの全容を知らない状態である。4 億 7,000 万円もの自主財源を支出する事業であるにも関わらず、市民の周知を怠っている。

イ 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

(7) 市長及び副市長に対し、大事業を全市民へ周知させる「市長・副市長出席」での説明会を開催すること。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定し、同条第 2 項は、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、住民監査請求をすることができない旨規定している。

また、財務会計上の行為又は怠る事実は、普通地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならないとされている（最高裁判所平成 6 年 9 月 8 日第一小法廷判決）。

したがって、普通地方公共団体の住民が住民監査請求をするためには、その対象が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であること、当該財務会計上の行為又は怠る事実により当該普通地方公共団体に損害が生じること、正当な理由があるときを除き、当該財務会計上の行為があった日

又は終わった日から1年以内の請求であることなどが要件となる。

そこで、本件請求が同条に規定する要件を満たしているかについて検討する。

- (1) 市長及び副市長に対し、大事業を全市民へ周知させる「市長・副市長出席」での説明会を開催することを求めるという主張について

請求人は、請求の対象行為又は事実及びこれらが違法若しくは不当であることの理由のとおり主張しているが、請求人に五島市職員措置請求書の補正を求めたところ、市の損害については、市民に理解させずにすすめている実態が損害であると、また、求める措置については、市長及び副市長に対し、大事業を全市民へ周知させる「市長・副市長出席」での説明会を開催することのみを求めると主張した。

しかしながら、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであるとされている（最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決）ところ、市民への説明会の開催は、財務会計上の行為とはいえないことから当該制度に適合するものではない。

- (2) 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさない不適法なものであるから、受理することはできない。